

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関等の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：金融機関との取引条件の変化により、資金繰りに困難を来している者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：

（中小企業事業）別枠3億円

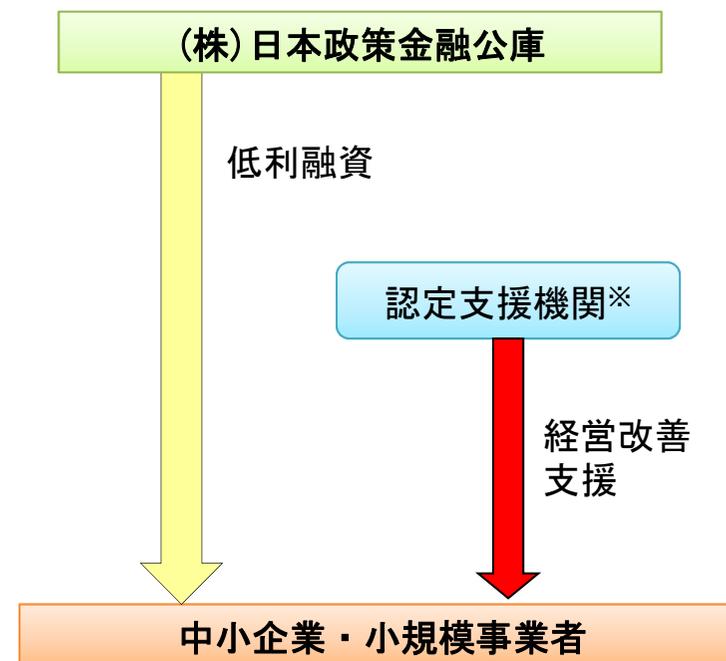
（国民生活事業）別枠4,000万円

貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内

貸付金利：基準利率（1月16日現在（中小）1.60%（国民）1.90%）。
ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、**基準利率－0.4%**
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、**基準利率－0.1%**
- ①・②ともに該当する場合、**基準利率－0.5%**

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。